

## 信託法の現代化について

平成17年11月  
法務省民事局参事官室

## 第1 見直しの経緯及び今後のスケジュール

信託法は、大正11年に制定されて以来、実質的な改正がされないまま現在に至っているが、この間の社会・経済活動の多様化に伴い、信託を利用した金融商品が幅広く定着するようになってきているほか、資産の流動化目的の信託など信託法が制定された当時には想定されていなかった形態での信託の活用も図られるようになっており、このような変化に十分に対応できるように、信託法を見直す必要が生じている。

こうした背景を踏まえ、法務省は、法制審議会に信託法の見直しに関する専門部会（信託法部会）を設けて、平成16年10月1日から信託法の現代化について検討を開始し、改正要綱試案として取りまとめ、本年8月にパブリック・コメント手続を行ったところである。

今後は、パブリック・コメント手続の結果等を踏まえて引き続き検討を行い、平成17年度中に、信託法の改正についての関係法案を国会に提出することを目途として作業を継続しているところである。

## 第2 現時点における信託法の見直しの概要

## 1 総則関係

## □信託の意義等

(1) 信託とは、次の①から③までに掲げる方法のいずれかにより、特定の者が一定の目的に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべき法律関係を創設することをいうものとする。

①信託契約を締結する方法

②遺言をする方法

③自己の有する財産について、その管理処分等を一定の目的の達成のために自らすべき旨の意思表示を公正証書その他の書面で法務省令で定める事項を記載したものによってする方法

(2) 信託契約の効力が生じる時に、受託者となる者は、委託者となる者が負担している債務を信託財産に属する債務として引き受けすることができるものとする。

## □信託の公示

信託の登記又は登録をすることのできる財産については、信託は、

その登記又は登録をしなければ、これをもって第三者に対抗することができないものとする。

## 2 信託財産関係

### □信託財産の範囲

信託財産の管理，処分，滅失，損傷その他の事由により受託者の得た財産は，信託財産に属するものとする。

### □信託財産に対する強制執行等

信託財産について信託前の原因によって生じた権利（例えば，信託行為の前に抵当権が設定された不動産が信託財産とされた場合における抵当権者が当該不動産について有する抵当権），信託財産のためにする行為であって受託者の権限に属するものにより生じた権利（例えば，受託者に対して借入権限を付与する信託行為の定めに基づき受託者が信託財産のために借入れをした場合における当該借入れに係る債権者の有する貸金返還請求権）等に基づく場合を除き，信託財産に対しては，強制執行等を行うことができないものとする。

## 3 受託者関係

### □善管注意義務

受託者は，善良な管理者の注意をもって信託事務を処理しなければならないものとする。

ただし，この受託者の注意義務の基準については，私的自治の尊重の観点から，信託行為の定めにより加重・軽減できることとするものとする。

### □公平義務

受託者は，受益者が複数存在する信託においては，受益者のために公平にその職務を行わなければならない。

### □忠実義務

受託者は，受益者のため忠実に信託事務を処理しなければならないが，いわゆる自己取引や競合取引等を行うことは禁止するものとする。ただし，これらの行為を禁止するのは受益者の利益を保護するためであるから，形式的には忠実義務違反行為として禁止される行為であっても，実質的には受益者の利益を害しないと考えられるとき（信託行為にその行為を許容する旨の定めがあるとき，受託者がその行為について重要な事実を開示して受益者の承認を得たとき等）は，例外として許容するものとする。

### □分別管理義務

受託者は，信託財産と固有財産及び他の信託財産とを分別して管理しなければならないものとする。

原則として，①から④までに掲げる財産の区分に応じ，それぞれ①

から④までに定める措置をしなければならないこととなる。もつとも、信託行為において別段の定めを置くことも許容される（ただし、信託の登記又は登録及び信託帳簿上の計算管理を完全に免除することはできない。）。

- ①信託の登記又は登録をすることができる財産 信託の登記又は登録
- ②動産 物理的な保管管理
- ③金銭 信託帳簿上の計算管理
- ④債権 信託帳簿上の計算管理

#### □信託事務処理の委託

受託者は、信託行為の定めによる場合その他他人に信託事務の処理を委託することが信託目的に照らして相当である場合には、他人に処理を委託することができるものとする。

他人に信託事務の処理を委託した場合における受託者の責任については、以下のとおりとする。

##### ①上記の規律に従って正当に委託した場合

受託者は、選任及び監督について過失がなければ、信託財産に損失又は変更が生じても、その責任を免れるものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

##### ②上記の規律に違反して信託事務の処理を委託した場合

受託者は、信託財産に損失又は変更が生じたときは、上記の規律に違反することがなかった場合にも当該損失又は変更が生じたことを証明しなければ、不可抗力を理由としてその責任を免れることはできないものとする。

#### □帳簿作成義務等

受託者は、信託事務の処理及び計算を明らかにするため、帳簿その他の書類を作成しなければならないものとする。また、毎年1回一定の時期において、その受託する信託財産について、信託財産の状況に関する書類を作成しなければならないものとする。

受託者は、これらの書類を作成した時から10年間、これらの書類を保存しなければならないものとする。

#### □受託者の損失てん補責任

受託者が信託財産に関してその任務に違反する行為をした場合には、受益者等は、損失のてん補又は原状の回復を請求することができるものとする。

#### □受託者の違法行為の差止請求権

受託者が法令若しくは信託行為の定め違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって信託財産に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、受益者又は他の受託者は、

当該受託者に対し、その行為をやめることを請求することができるものとする。

#### **□受託者の権限違反行為の取消し**

受託者が信託財産のためにした行為がその権限に属しない場合において、受益者が自らの権利を適切に保全することができるよう、相手方が当該行為が受託者の権限に属しないことを知り、又は知らなかったことにつき重大な過失があったときは、受益者は当該行為を取り消すことができるものとする。

### **4 受益者・受益権関係**

#### **□信託管理人・信託監督人（仮称）・受益者代理（仮称）**

受益者が現に存しない信託では、信託行為で信託管理人を指定できるものとし、信託管理人は受益者のために自己の名をもって受益者の権利を行使するものとする。また、裁判所は、利害関係人の申立てにより、信託管理人を選任できるものとする。

信託行為の定めにより信託監督人（仮称）を指定できるものとし、信託監督人（仮称）は、自己の名をもって損失てん補請求権その他の受益者の権利を行使することにより受託者の信託事務処理を監督するものとする。また、受益者が受託者の監督を適切に行うことができない特別の事情があるときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、信託監督人（仮称）を選任できるものとする。

信託行為の定めにより、受益者代理（仮称）を指定できるものとし、受益者代理は、その代理する受益者のために当該受益者の権利を行使するものとする。

#### **□受益者が複数の場合の意思決定方法（受益者集会等）**

2以上の受益者がある信託における受益者の意思決定は、原則として、すべての受益者の一致によって決するものとし、信託行為の定めにより受益者の多数決等で行うことを許容するものとする。また、受益者の意思決定は、信託行為の定めにより受益者集会その他の方法で行うことを許容するものとする。

#### **□受益権取得請求権**

信託の目的の変更や受益権の譲渡性の制限など受益者の利害に重大な影響を与える信託の変更、併合（仮称）又は分割（仮称）がされる場合には、自己の意思に反して変更等がされた受益者は、受託者に対し、その有する受益権を公正な価格で取得するよう請求することを許容するものとする。

#### **□受益債権についての物的有限責任**

受益債権に係る債務については、受託者は、信託財産のみをもってその履行の責任を負うものとする。

## □受益権の有価証券化

信託行為の定めに基づき、受益権につき有価証券を発行することができるものとする。

## 5 委託者関係

### □委託者の権利義務等について

法律関係をより簡明にし、かつ、委託者と受益者との間の意見対立が生じる危険等を回避する観点から、委託者による信託の監視・監督的権能について、受託者、信託監督人（仮称）等の選任、解任及び辞任に関する権利、信託事務処理の状況の報告請求権並びに利害関係人一般に認められる権利等に限定するとともに、信託の目的に反しないことが明らかな信託の変更、併合（仮称）若しくは分割（仮称）又は信託の終了には、委託者の同意を要しないものとするなど、委託者の権利義務に関する規定を整備するものとする。

## 6 信託の変更関係

### □信託の変更

信託の変更に関する規定を整備するものとする。

### □信託の併合（仮称）

信託の併合に関する規定を整備するものとする。

※ 信託の併合（仮称）とは、同一の受託者に係る複数の信託の信託財産を一の新たな信託における信託財産とすることをいう。

### □信託の分割（仮称）（新設）

信託の分割に関する規定を整備するものとする。

※ 信託の分割（仮称）は、「新規信託分割」（仮称）と「吸収信託分割」（仮称）とからなる。

「新規信託分割」（仮称）とは、信託に係る信託財産の一部を受託者を同一とする新たな信託における信託財産とすることをいう。

「吸収信託分割」（仮称）とは、信託に係る信託財産の一部を受託者を同一とする他の信託における信託財産の一部とすることをいう。

## 7 限定責任信託（仮称）関係

受託者が信託事務に関する取引により生じた債務等について信託財産のみをもってその履行の責任を負うこととする新たな信託の類型（限定責任信託（仮称））を創設するものとする。

※ 債権者保護のための措置（信託財産の分配規制、信託財産の分配規制に違反して信託財産の分配をした場合における信託財産の確保のための措置、受託者の第三者に対する法定責任の創設、第三者の予見可能性を確保するための登記等の公示制度の創設等）を整備するものとする。

## 8 受益者の定めのない信託関係

公益信託について所要の規定を整備するものとするほか、公益信託以外

にも、受益者の定めのない信託（いわゆる目的信託）を許容するものとする。

※ いわゆる目的信託にあつては、一定の期間を超えて存続できないものとするなど所要の規定を整備するものとする。

以上